

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
8 就学指定校の変更	
(1) 統合新校の位置とならない学校の新1年生が減少するので、統合を理由とした就学指定校の変更は認めないでほしい。	統合までの間、統合対象校に入学予定の新1年生についても、通学区域内の学校(就学指定校)に通うことを原則とします。ただし、統合新校の位置となる小学校への入学を希望する場合は、就学指定校の変更を認める配慮をしていきます。
(2) 新1年生には統合を理由とした就学指定校の変更を認めるのに、在校生に認めないのはなぜか。	在校生については、既に学校の中で人間関係が築かれていることから、統合前に統合新校の位置となる小学校へ個々に移ることは好ましくありません。統合までの2年間、統合対象校間で十分な交流活動を実施した後、現在の学校の児童と一緒に統合新校に通うことが望ましいため、在校生による統合を理由とした就学指定校の変更は認めないこととします。
(3) 6年生の時に統合になるのなら、せめて5年生の時から、統合新校への就学指定校の変更を認めてほしい。	統合までの2年間、統合新校の位置とならない小学校の新1年生が減少する可能性は否定できませんが、仮にそうなった場合でも教育の質を低下させてはなりません。そのため、異学年との合同授業や縦割り活動、統合対象校との交流活動などの充実に努め、統合までの間、学校教育に支障がないように創意工夫していきます。
(4) 統合を理由とした就学指定校の変更について、在校生に認めないならば、新1年生も含めてともに認めない方がよい。	統合までの2年間、統合新校の位置とならない小学校の新1年生が減少し、学校生活に支障をきたすのではないかと不安だ。あまり少ないと、学年を超えた交流ができなくなってしまう。
(5) 統合までの2年間、統合新校の位置とならない小学校の新1年生が減少し、学校生活に支障をきたすのではないかと不安だ。	統合時、就学指定校の変更で通学している児童に対し、改めて通いたい学校について、意思確認をしてほしい。
(6) 来年度の新1年生が何人になるのか不安だ。あまり少ないと、学年を超えた交流ができなくなってしまう。	就学指定校の変更により通学している児童については、統合新校へ通うことを基本としますが、統合時に改めてその確認をさせていただきます。
(7) 統合時、就学指定校の変更で通学している児童に対し、改めて通いたい学校について、意思確認をしてほしい。	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
(8) 就学指定校の変更の手続きの際に、なぜ統合の可能性を教えてくれなかったのか。	第一次実施計画案については、平成 19 年 6 月から教育委員会で協議を開始し、8 月に計画案として決定しました。したがって、それ以前に公表することは困難でした。なお、平成 20 年 4 月の新 1 年生の保護者に対しては、統合の計画案があることについて、19 年 10 月にお知らせしています。
(9) 光が丘および近隣の保護者は、通学区域に関係なく小学校を選んでいる。通学区域だけで児童数を予想しても意味がないのではないか。	児童は通学区域内の学校（就学指定校）に通うことを原則としており、就学指定校の変更はその例外です。また、児童数の推計には東京都教育人口推計を使用していますが、就学指定校の変更の状況についても加味されています。
(10) 今まで教育委員会が安易に就学指定校の変更を認めてきたから単学級になってしまった。通学区域の児童数が減少したうえでの統合ではないので納得できない。	昭和 62 年の臨時教育審議会の答申をはじめとして平成 8 年の行政改革委員会の提言、その後の旧文部省や現文部科学省からの通知等により、子供に適した教育を受けさせたいという保護者の希望に応じるため、通学区域の一層の弾力化が進められています。そのため、練馬区においても就学指定校の変更の弾力化を行ってきました。
(11) 光七小と田柄三小の統合新校は、統合時に 13 学級である。安易に就学指定校の変更はさせないと約束してくれないと、また、過小規模校になる恐れがある。	就学指定校の変更の可否については、今後も個別の事情（学校までの通学距離、兄弟姉妹関係など）や受け入れ先の学校の状況を考慮して判断していきます。また、就学指定校の変更制度のあり方について、今後検討していきます。
(12) 統合の前に、就学指定校の変更を認めないことから始めるべきだ。	
(13) 統合に伴って、今後、就学指定校の変更の取り扱いに変更はあるのか。	
(14) 就学指定校の変更を認める基準が緩く、通学区域を決めていること自体に意味がない。通学区域内の児童数の何割まで就学指定校の変更を認めるというボーダーラインを作らない限り、学校間の格差をつくってしまう。	